示に関する事項、 体的開示に向けた有報 公表—FASF

えた取組―」(以下、「本資料」と に向けた対応について』を踏ま 行いやすくするための環境整備 する事項―『一体的開示をより は、「有価証券報告書の開示に関 財務会計基準機構(FASF) いう)を公表した。 去る3月30日、公益財団法人

釈上、問題ないものと考えられ 考えられる、としている。 化を行う際に参考になるものと と事業報告等の記載内容の共通 企業において、有価証券報告書 事例」の内容は、関係法令の解 たってのポイント」および「記載 ものである。金融庁・法務省は、 ついて」を踏まえて作成された ための環境整備に向けた対応に 体的開示をより行いやすくする 本資料に掲げられた「作成にあ に金融庁・法務省が公表した「一 本資料は、平成29年12月28日

れている。 たとえば、 は法令解釈等が示されている。 て、ひな型における明確化また 本資料には、全15項目につい 次の内容が盛り込ま

「事業の内容」

事業内容

の内容」や「事業における位置付 有報でグループ企業の「事業

> け」を示すために「事業系統図」 式による記載が可能であるとさ び関係会社の位置づけを示す図 チェーンにおける提出会社およ という指摘を受け、バリュー 以外の記載は認められないのか れている。 や表など、事業系統図以外の形

「従業員の状況」/ , 「使用

人の状況」

されている。 通の記載をすることができると 業員」という用語を用いて、共 内容が含まれており、実務上「従 報告における「使用人の状況」の のかという指摘を受け、有報の なる用語で記載することになる 報告の「使用人の状況」は実質的 に同一の内容と解されるが、異 |従業員の状況||の記載には事業 有報の「従業員の状況」と事業

「経営上の重要な契約等」

「事業の譲渡」等

務執行を決定する機関における 受け、事業の譲渡等について業 き」と同一かどうかとの指摘を る機関における決定があったと 報における「業務執行を決定す ついて、事業報告においても有 を決定するトリガーイベントに 組織再編成契約に関する開示

> の譲渡等について事業報告の内 決定があったときは、当該事業 容に含めなければならず、有報 いとされている。 で開示の要否について相違はな の記載と事業報告の内容との間

要な兼職の状況」

されている。 関係が必ずしも明確ではなく る「役員の状況」の「略歴」欄にそ 要な兼職の状況」は有報におけ 有報における「役員の状況」の 容とすべき会社役員の「担当」は とができるとし、事業報告の内 受け、事業報告の内容とすべき 共通の記載は可能かとの指摘を 合うと解されるが、それぞれの と有報における「役名」、「職名 当」および「重要な兼職の状況 れぞれ記載することができると る「役名」は共通の記載をするこ 会社役員の「地位」と有報におけ および「略歴」の記載は、重なり 「職名」欄または「略歴」欄に、「重

kaiji_20180330.html) を参照さ or.jp/jp/other/web_seminar/ **ふ** (https://www.asb. ーム

「役員の状況」/会社役員

の「地位及び担当」ならびに「重

事業報告における「地位」、「担

詳細はFASFのホ

収益認識基準、公表 A S B J

準委員会を開催した。 委員会は第381回企業会計基 去る3月26日、企業会計基準

収益認識基準の公表議決

主な審議事項は次のとおり。

案が示された。 いを設けない案を盛り込んだ文 日基準において、代替的な取扱 電気事業およびガス事業の検針 の議論を踏まえ、事務局より、 1509)情報フラッシュ参照) (2018年4月10日号(№ 第93回収益認識専門委員会

もって公表議決された(3月30 かれず、出席委員全員の賛成を 委員から特段の反対意見は聞

ASAF会議の対応

AF会議での発言案について審 4月16、17日に行われるAS

アプローチ案が示されている。 産の認識について、次の4つの れんおよび減損」については、 合で取得した識別可能な無形資 IASBスタッフから、企業結 審議された議題のなかで、「の

② IFRS13号「公正価値測 1 定」と同様の開示要求を、企業 維持する(アプローチA)。 ーFRS3号の要求事項を

> 用する(アプローチB)。 結合で取得した無形資産に適

形資産をのれんに含めること を認める(アプローチC)。 耐用年数が確定できない無 無形資産を、減耗資産と、

れんと別個に認識することを とに分離し、減耗資産のみをの 有機的に置き換えられる 要求する(アプローチD)。 (organically-replaced) 資産

体的な検討の目的が明らかでな 異なる提案が含まれており、全 素化(アプローチCおよびアプ 実による情報の有用性の改善 の意見に賛意が示された。 ローチD)といった、方向性の による企業結合の会計処理の簡 産の一部をのれんに含めること からはIASBスタッフが提示 い等の気付き事項が示された。 (アプローチB)、および無形資 したアプローチには、開示の充 委員からは、ASBJ事務局 これに対し、ASBJ事務局

ーFRSのエンドースメント

年4月1日号(1011508)情報 ントに関する作業部会(2018 第42回IFRSのエンドースメ IFRS16号「リース」

もとに、議論された。 え、「公表にあたって」の文案を フラッシュ参照)の議論を踏ま **IFRS9号「金融商品**

公開草案に寄せられたコメン

にて公表議決する予定。 ト対応が行われた。 委員から特段の反対意見も出 次回の親委員会(4月9日)

稅

成30年度改正税法、

布された。基本的には平成30年 制改正に係る法律・政省令が公 法律7号)など、平成30年度税 施行される。 4月1日以後開始事業年度から 部を改正する法律(平成30年 去る3月31日、所得税法等の

主な内容は次のとおり

法人課税に関する改正

合等に、給与等支給増加額につい 額の90%以上」の要件を満たす場 内設備投資額が減価償却費の総 前年度3%以上増加」および「国 一継続雇用者給与等支給額が対 所得拡大促進税制の改組

る税制の創設 情報連携投資等の促進に係

て税額控除することとされた。

する設備投資に対して特別償却 利活用による生産性向上等に資 または税額控除ができることと 企業内外データの連携・高度

租税特別措置の適用要件の

一定の要件を満たさない大企業に 賃金引上げや設備投資について

適用される

定の税額控除を適用停止する措 ついて、研究開発税制その他の 置を講じることとされた。 事業再編の見直し

すこととするとされた。 要件および事業継続要件を満た れている場合にも、従業者従事 は事業を移転することが見込ま 関係がある法人間で従業者また 初の組織再編成の後に完全支配 編成の適格要件について、当 支配関係がある法人間の組織

自己株対価TOB

ないこととされた。 付を受けた場合には、その譲渡 業再編によりその有する他の法 事業再編事業者の行った特別事 特別事業再編事業者の株式の交 人の株式等を譲渡し、その認定 した株式等の譲渡損益を計上し 産業競争力強化法の認定特別

行の日から平成33年3月31日ま 法等の一部を改正する法律の施 いて認定を受けた事業者に限り での間に特別事業再編計画につ この改正は、産業競争力強化

> ことがある。VIXの低下に という上場商品がある。もし、 賭けたいのであれば、日本で ティ指数。VIX。を紹介した このETNを買っていたなら VIXインバースETN (2049)] は[NEXT NOTES ば、どんな顛末になったか? 本稿で、米国のボラティリ S&P500

下、の状況が続いたので、VI 昨年は、、世界的に株価が日々 驚きのリターンだ。逆にVIX X下落の賭けが大当たりした。 らば、この期間は悲惨だった。 物指数(1552)】を買っていたな 連動の【国際のETF VIX短期先 インバースでなく、VIX順 半に買っていれば2017年末 推移を示した。2016年の後 上昇→ボラティリティが日々低 ンデックス連動の商品としては る。暗号通貨には負けるが、イ には価格は3倍近くになってい 図表に、このETNの価格の

50.000 40,000 30,000 20.000 Dec-15 Dec-16 Mar-16 Sep-16 Mar-17 Sep-15 Jun-16 Jun-17

VIXインバース価格

落ぶりが、驚きなのである。具 円で早期償還されることが決 のである(正確には、1、144 には1、144円まで低下した の29、416円から翌営業日 体的な価格で示すと、2月2日 のことと思うであろう。その下 スETNが下落するのは当然 したことから、VIXインバー 落でボラティリティが急上昇 急落している。2月の株価急 目していただきたい。価格が ところが、図表の右端に注

> とが2月6日に発表されたので このETNは早期償還されるこ

ところが、先に書いたように、

ある。運用は終了だ。新規に投

投資のハナシー表

れることになった)。 引価格が1、144円で固定さ の2月16日まで、実質的に、 まったので、上場廃止前営業日 取

る。ましてや、ボラティリティ く待てば、価格がリバウンドす トしているものなので、しばら 急落する時は、オーバーシュー た。たいていの金融資産価格は 還という顛末にはもっと驚い なったことに驚いたが、早期償 は回帰性があるので、VIXは 価格が1日で25分の1に

> だから、このETNはVIX急 はないことは明らかだ。 有していたとしても、売り場で 上昇時には買い時で、運悪く保 急上昇しても、必ず下落する。

で売却〟という意味だ。 にとっては、最悪のタイミング 資できないだけでなく、保有者 VIX順連動のETFは存続

物の急上昇により、この条項が 用を終わらせてしまう条項がつ で100%以上値上がりする る。つまり、VIX先物が一日 がx%動くと、価格はマイナス ンバースETNの「VIX先物 れるのか? 理由は、VIXイ バースETNだけが早期償還さ 発動されてしまったのである。 いていた。2月5日のVIX先 る)と価格がゼロ以下になって x%動く」という商品設計にあ しまう。そうならないよう、運 (VIX先物の場合は起こり得 しているのに、なぜVIXイン 前回、「ボラティリティ売り戦

VIXインバースには、もう春 きを取り戻し、春が来るものだ。 冬が来ても、必ず相場は落ち着 略は、突然冬が来る」と述べた。 は来ない

 $\widehat{\Xi}$ 哉

(6) 収益認識会計基準に伴う見

準が廃止される。 までに開始する事業年度をもっ が廃止され、平成35年3月31日 度をもって返品調整引当金制度 3月31日までに開始する事業年 確化する等の措置が講じられた。 る事業年度の所得の金額の計算 て長期割賦販売等に係る延払基 上益金の額に算入することを明 しまたは役務の提供の日の属す は、原則として、目的物の引渡 また、これに伴い、平成33年 資産の販売等に係る収益の額

国際課税に関する改正

租税回避防止等のため、PE 恒久的施設(PE)関連規定

の範囲を見直すこととされた。 日以後に開始する事業年度から この改正は、平成31年1月1

(2) 外国子会社合算税制の見直

直しをすることとされた。 金融子会社等を除外する等の見 外国関係会社から、一定の外国 本特例の適用対象となる対象

納税環境整備に関する改正

の義務化を講じることとされ 大法人の法人税等の電子申告

適用される。 日以後に開始する事業年度から この改正は、平成32年4月1

国際会計

概念フレ 連する基準改訂、公表 ームワークおよび関 İASB

ワーク」という)を公表した。 Reporting)(以下、「新フレーム Framework for Financial フレームワーク」 (Conceptual 新しい「財務報告に関する概念 フレームワークの改訂を完了し、 新フレームワークは、 去る3月29日、IASBは概念

Framework for Financia 定している。 目的財務報告の目的と概念を規 ワーク」という)を更新し、一般 Reporting) (以下、「旧フレーム レームワーク」(Conceptual 2010年9月に公表され た「財務報告に関する概念フ

新フレームワークの内容

ワークからの顕著な変更点とし 更新を図っており、旧フレーム て次が含まれている。 レームワークを基礎とし、その 欠落を埋めると同時に明確化と 新フレームワークは、 旧フ

- 財務報告の目的:経営者のス チュワードシップの評価と財 務報告の目的の関連性が記述
- 有用な財務情報の質的特性は 定の不確実性、実質の形式への 慎重性(prudence)の役割、 測

報告企業(reporting entity): 記述が新設された。 についての記述が追加された 優先(substance over form)

財務諸表の要素:資産および の記述が新設された。 会計単位(unit of account) 負債の定義が改訂されたほか、

認識および認識の中止:認識 設された。 についての記述が改訂され、認 識の中止についての記述が新

測定:測定基礎の選択におけ る考慮要素を含め、記述が大幅 に拡張されている。

表示および開示:記述が新設 の包括損益に区分すべき状況 やその後のリサイクリングに され、収益および費用をその他 ついての方針が記述された。

概念フレームワークのリファ レンスの改訂

新フレームワークの公表と同

準書における概念フレームワー 時に、IASBは、「IFRS基

改訂」という)を公表し、旧フ in IFRS Standards) (以下、「本 to the Conceptual Framework クへのリファレンスの改訂 (Amendments to References

ケージで実施した。

一AS37号「引当金、偶発負債

及び偶発資産」における負債の

一AS8号「会計方針、会計上

の見積りの変更及び誤謬」

-AS34号「期中財務報告」

・S — C 32号「無形資産 — ウェブ

・実務記述書2号「重要性の判断

ているほか、次の基準書の規定 て生じる規制繰延勘定に関する S8号に基づく料金規制によっ び負債の識別、ならびに、IA 法の適用にあたっての資産およ S3号「企業結合」に基づく取得 レームワークを適用しないとし 会計方針の決定について、新フ

IFRS14号「規制繰延勘定.

における信頼性(reliability)の

ーFRS2号「株式に基づく報

及び評価」

-AS1号「財務諸表の表示」

IAS38号「無形資産」におけ

る資産の概念

適用期日等

の行使」など

方で、本改訂では、IFR

必要はない。

レームワークをただちに用いる

る次の基準書等の改訂をパッ どへのリファレンスを行ってい レームワークまたはその内容な されない旨が明示されている。 が新フレームワークにより変更

ーFRS6号「鉱物資源の探査

サイトのコスト」

IASBは基準設定にあたり

ちに開始するが、本改訂は原則 方針の決定や変更のために新フ に開始する年度から発効する として2020年1月1日以降 新フレームワークの利用をただ (早期適用可)ため、企業が会計

or effort)を要する場合を除き、 可能(impracticable) または過 大なコストや労力(undue cost ただし、本改訂は、実務上不

遡及適用が求められている。

公開草案「会計方針の変更」

の見積りの変更及び誤謬」を修 IAS8号「会計方針、会計上 去る3月27日、IASBは、

正する「会計方針の変更」(IA

案)を公表した。 S8号の修正案) (以下、 公開草

公開草案の内容 公開草案では、一定の場合に

とが意図されている。 の自主的な変更を容易にするこ 該当するのであれば、会計方針

を提供することになる場合にの り、より目的適合性の高い情報 す影響について、信頼性があ 財務業績またはキャッシュ・フ 変更が、①IFRSによって求 み、会計方針を変更することに ローに対して取引や事象が及ぼ められる、または、②財政状態、 IAS8号では、会計方針の

会計方針の自主的変更の理由

検討したことが挙げられる。 定に含まれる説明に基づいて再 委員会が公表したアジェンダ決 由としては、IFRS解釈指針 の自主的な変更を行うための理 このうち、前記②の会計方針

された決定であり、基準設定ア ジェンダに特定の事項を追加し S解釈指針委員会によって公表 なかった背景を説明するもので アジェンダ決定とは、IFR

定はIFRS基準書ではないた 記①の基準の変更により求めら め、アジェンダ決定自体が、前 せることにある。アジェンダ決 ことはない。 れる会計方針の変更に該当する IFRSの適用に一貫性を持た

り取引等を再検討した結果、自 ただし、アジェンダ決定によ

る

とがある 謬の修正が必要と判断されるこ 上の見積りの変更、過年度の誤 主的な会計方針の変更や、会計

遡及免除の提案

必要があるためである。 されていたかのように遡及する 新たな会計方針が継続して適用 ては、自主的に会計方針を変更 と、実務上不可能な場合を除い によっては困難なことがある。 ることは、企業の置かれた状況 めに会計方針を自主的に変更す する際には、過去から変更後の なぜなら、IAS8号による アジェンダ決定に対応するた

開草案ではIAS8号を修正 がされている。 該当するハードルを下げる提案 及を免除する「実務上不可能」に な変更を容易にするために、公 定に対応する会計方針の自主的 し、会計方針の変更に関する遡 これに対して、アジェンダ決

コストの検討が含まれることに 用による影響を把握するための 対するベネフィットと、遡及滴 ことによる財務諸表の利用者に 新たな会計方針を遡及適用する れているハードルの決定には 今回の公開草案により提案さ

> 議論すべきか不明確」、「議論す らは、「テーマが曖昧すぎて何を

べき内容を整理すべき」など多

くの懸念が聞かれた。

事務局は、次回の基準諮問会

この目的は、企業間における

コメント期限

去る3月28日、企業会計基準

る次の議題に係るASBJ事務

ASBJ、ディスクロージャー専門委

クロージャー関連の議題への対 ジャー専門委員会を開催した。 応等について議論が行われた。 るASAF会議におけるディス 委員会は第11回ディスクロー

うよう依頼することが決定さ にさらに深掘りした検討を行 充実」について、当専門委員会 発生要因』に関する注記情報の 断』及び『見積りの不確実性の れた(2018年4月1日号(No 方針を適用する過程で行った判 諮問会議では、「『経営者が会計

限は、2018年7月27日であ 公開草案に対するコメント期

ASAF会議での議題への対応 を報告することを予定している。 で同テーマの議論の進捗状況等 議(2018年7月に開催予定

ディスクロージャーに関連す

万向性に懸念 「注記情報の充実」の検討

今回は、4月以降に開催され われた。 局の発言案等について議論が行

(1) 「開示に関する取組み―開示

- (2) 「基本財務諸表.
- (3) (一AS8号の修正案) 会計方針と会計上の見積り

基準諮問会議のテーマ

本年3月に開催された基準

主な審議事項は次のとおり。

「開示に関する取組み 一開

(1)

ビューの2つを検討することと の開示に関する要求事項のレ 発、的を絞った基準レベルで 用するためのガイダンスの開 文案作成にあたりIASBが利 に関する要求事項の開発および するトピック)について、開示 な問題点の解決に直接的に関連 で、カテゴリー5(開示の主要 リーに区分している。そのうえ DPのトピックを5つのカテゴ している。 IASBスタッフは開示原則

1508)情報フラッシュ参照)。

この依頼に対して専門委員か

成し、それに基づき基準レベ 際に利用できるガイダンスを作 ため、 I A S B が 基 準 開 発 の 果たすべき役割を明確にする ASBJ事務局はIASBの

> との考えを発言することを予定 るが、プロジェクトの成否はI ビューを行う方向性は支持でき 項目によって大きく左右される と、試験的に適用する対象とし て選定する基準やレビューする ASBが開発するガイダンス ルで開示に関する要求事項のレ

「基本財務諸表.

について、検討が行われた。 および分解に関するガイダンス 関への適用と、②行項目の集約 ①これまでの暫定決定の金融機 「基本財務諸表」については、

例を示すことを検討している。 を会計上の見積りと区別するた 言及することを予定している。 集約と分解表示の関係など、に するうえで適切ではない旨な ず、金融機関の財務業績を表現 めの思考プロセスを示すような (3)および分解表示を行う目的や、 ど、②について、行項目の集約 は諸論点を解決できるとは思わ する現在のIASBの暫定決定 て、財務業績計算書の構成に関 ASBJ事務局は、(設例案よ IASBスタッフは会計方針 ASBJ事務局は、①につい 会計方針と会計上の見積り

準本文に具体的な論点に基づく りも) 規範性のあるIFRS基 予定である。 が望ましいとの考えを発言する 追加のガイダンスを設けること

的整合性の取組み、議論 、金融商品専門委 品以

去る3月29日、企業会計基準

委員会は第125回金融商品専

門委員会を開催した。 主な審議事項は次のとおり。

関するガイダンスおよび開示 金融商品以外の公正価値測定に

組みについて、議論された。 について日本基準を国際的に整 合性のあるものとするための取 に関するガイダンスおよび開示 事務局からは次のように提案 金融商品以外の公正価値測定

1 およびガイダンス 金融商品以外に関する時価の 金融商品以外の時価の定義

えられる 性は必ずしも高くないものと考 に国際的に整合性を高める必要 る棚卸資産を除き、現状よりさら は、トレーディング目的で保有す 定義およびガイダンスについて

れる。 について検討することが考えら 後、国際的に整合性を高めること 保有する棚卸資産については、今 なお、トレーディング目的で

定義について国際的な整合性を 仮に金融商品に関する時価の

> 図り、金融商品以外について図ら なかった場合、次の事項が論点に なると考えられる。

準を開発するか、金融商品会計 (公正価値測定に関する会計基 会計基準の体系をどうするか

価値」に変更するか否か 現在の「時価」の記載を「公正

基準の改正とするか)

(b)

外の時価を参照する取扱い(た の対応が必要となるか 年金資産の評価)について、別途 を基礎とした取得原価の配分や とえば、 の基準で金融商品と金融商品以 現行の日本基準における1つ 企業結合における時価

2 金融商品以外の時価に関す

開示については、現行の日本基準 示に追加して国際的な会計基準 れ、特段の取組みに着手しないこ 必ずしも高くないものと考えら との整合性を検討する必要性は における賃貸等不動産の時価開 とが考えられる。 金融商品以外の時価に関する

ついては、コモディティデリバ ング目的で保有する棚卸資産に 専門委員からは、「トレーディ

響を検討すべき」といった意見 ては、幅広に既存の基準への影 が出された。

「時価と公正価値の記載につい る。明確な定義をしてほしい」、 ティブのヘッジ商品が考えられ

論する予定。 次回から個別論点を順次、議

- FRS13号「公正価値測定」 **処用後レビューに関する最近**

の検討状況

の情報要請を踏まえたIASB としての対応の方向性が議論さ 必要はないことが提案された。 しており、大きな修正を行う FRS13号は有用な情報を提供 れ、IASBスタッフからは、I IFRS 13号の適 用後レビュー 3月のIASBボード会議で ASBJ事務局からは、IF

ASBの動的リスク管理に 説明があった。

関する最近の検討状況

の景況感

RS13号の追加修正は今後され

る可能性が低い感触であった

題となる動的リスク管理につ 況について説明がされた。 で検討されたので、その検討状 き、3月のIASBボード会議 主に銀行などの金融機関で問

があった。 ではないか」と事務局から回答 いずれ株や為替も議論されるの クのみか」という質問に対し、 「銀行の金利リスクをまず検討。 専門委員の、「対象は金利リス

> プラス0・1%の動きだったこ プラス0・3%、プラス0・2%、 5%だった。昨年2月は同じく 5%、プラス1·0%、プラス0· で、各々前年同月比プラス1・ びエネルギーを除く総合指数 を除く総合指数、生鮮食品およ PI) は、総合指数、生鮮食品

とを考えると、この1年で物価

仮想通貨の会計処理

仮想通貨とは、資金決済法2条5項に規定する仮想通貨をいう。 仮想通貨交換業者および仮想通貨利用者は、保有する仮想通貨 (仮想通貨交換業者が預託者から預かった仮想通貨を除く)につ 活発な市場が存在する場合、市場価格に基づく価額をもつ て当該仮想通貨の貸借対照表価額とし、帳簿価額との差額は当 期の損益として処理する。活発な市場が存在しない場合、取得原 価をもって貸借対照表価額とする。期末における当該処分見込価 額が取得原価を下回る場合には、当該処分見込価額をもって貸借 対照表価額とし、取得原価と当該処分見込価額との差額は当期の 損失として処理する。

活発な市場が存在する場合とは、仮想通貨交換業者または仮 想通貨利用者の保有する仮想通貨について、継続的に価格情報 が提供される程度に仮想通貨取引所または仮想通貨販売所にお いて十分な数量および頻度で取引が行われている場合をいうもの とする。

物価上昇でも改善しない企業

2月の全国消費者物価指数(€ 総務省が3月23日に発表した といえる。 上昇の動きに弾みがついてきた

る。経済成長の観点からはサー 目立ち、全体を押し上げる効果 上昇に寄与した形となってい みかんなどの生鮮食品も、物価 がみられる。また、キャベツや 以降はガソリンや灯油の上昇が ている。項目別には、昨年10月 末から伸びが急速に大きくなっ トレンドをみると、特に昨年

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法 規 等	出所	備考	掲載号
2018年3月26日	「コーポレートガバナンス・コードの改訂と投資家と企業の対話ガイドラインの策定について」	金融庁	スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議の議論をもとに、コーポレート・ガバナンス(CG)改革をより実質的なものへと深化させていくためにCGコードの改訂ならびに企業と投資家の対話のガイドラインの策定を提言したもの。https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20180326-1.html	-
2018年3月26日	投資家と企業の対話ガイドライン(案)		機関投資家と企業の対話において重点的に議論することが期待される事項をまとめるもの。コメント期限は2018年4月29日まで。 https://www.fsa.go.jp/news/30/singi/20180326-2.html	_
2018年3月26日	「現在開発中の会計基準に 関する今後の計画」の改訂	ASBJ	金融商品の公正価値測定に関するガイダンスおよび開示について、 IFRS13号「公正価値測定」を踏まえた検討を行っている。 https://www.asb.or.jp/jp/project/plan.html	_
2018年3月26日	法務省令第5号 会社法施行規則及び会社 計算規則の一部を改正す る省令	法務省	「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告」を受けた開示府令、企業会計基準28号「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」等が公表されたことに伴い、所要の修正を行ったもの。 http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDE TAlL&id=300080160&Mode=2	_
2018年3月30日	フォローアップ会議の提 言を踏まえたコーポレー トガバナンス・コードの 改訂について	東京証券取引所	「企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮」を加え、政策保有株式や、取締役会等の責務などの項目を修正した改訂案を示すもの。コメント期限は2018年4月29日まで。 http://www.jpx.co.jp/rules-participants/public-comment/detail/d1/20180330-01.html	_
2018年3月30日	「上場会社における不祥事 予防のプリンシプル」	日本取引 所自主規 制法人	上場会社の不祥事予防の取組みに際し、強く期待される行動や対応に関する原則(プリンシプル)を策定したもの。 http://www.jpx.co.jp/news/3030/20180330.html	_

企業を引いた業況判断指数(D 企業の割合から「悪い」と答えた した。景況感が「良い」と答えた 済観測調査(短観)の結果を公表

I) (大企業製造業)は24で、前

アメリカ以外の国々は団結し

て超大国に姿勢を改めるよう迫

ロシアなどの情勢であるが、目

ある。

刻なものではないが、要注意で

の株価が混乱に陥るのも当然だ だ。アメリカだけでなく、世界 てきた秩序を揺さぶっているの プ・リスクの顕在化というほか ろう。懸念されていたトラン

あるはずの超大国が、自ら築い 由貿易の秩序を維持する責任が は何ともやっかいな問題だ。自 問題である、北朝鮮、中近東、 られそうにない。 もう1つのリスクは国際政治

耐えられるか トランプ・リスクにどこまで 証

アメリカの自由貿易への挑戦

株価を冷やし続けることは避け 続く公算が大きい。当分の間 で、緊張が強まるという展開が メリカへの対抗措置をとること ように力のある大国が個別にア ことができるか心配だ。中国の 綜しており、どこまでまとまる る他はないが、各国の利害が錯 ドを問うもので、この結果は深 悪化の主因は2月以降の円高シ フトである。短観は企業マイン し、先行きも下方修正された。

が、宿泊料がプラス5・2%と ビス関連の伸びを期待したい ので、昨年末以来の物価上昇が ば、総体的な物価上昇が第一な 脱却という日銀の目的からすれ 因での上昇が目立つ形だ。 生鮮食品など供給側のコスト要 他は、依然としてエネルギーや 上昇が目立つ項目となっている やや加速している傾向は好まし もちろん、デフレマインドの

> DI悪化は、2016年3月調 ント悪化した。大企業製造業の 回12月調査結果の26から2ポイ

だ時間がかかりそうだ。 と賃上げの好循環の定着にはま で、成長のカギとなる物価上昇 実施可能な企業が限られる状況 提示する3%の賃上げの実現も 改善が必要である。ただ政府が による物価押し上げと景況感の 政策対応としては、内需主導

調査対象とした全国企業短期経

また日銀は4月2日、3月を

ことが影響したものと考えられ され、企業マインドが悪化した 政権による輸入制限措置が発表 とと、調査期間中に米トランプ 12月からみると、この間にエネ 査以来2年振りとなった。前回 ルギー価格が上昇幅を広げたこ

開になっている。 意をめぐって予断を許さない展 派と入れ替えるなど、両国の真

世界1、2位の経済大国の景気 この点、アメリカ、中国という ランプ・リスクが取り沙汰され 況判断指数が8四半期振り悪化 景況感が悪化した。大企業の業 不安にも耐えることができる。 も安定していれば、今後の懸念、 ても、景気が堅調で、金融情勢 た。直近の「日銀短観」で企業の の日本の景気には黄信号が灯っ は大丈夫のようだが、第3位 世界の株式市場にとって、ト

朝首脳会談は、アメリカが会談 となることはいうまでもない。 鮮情勢である。今年、北朝鮮は 先、最も影響の大きいのは北朝 開催の決定後、担当閣僚を強硬 株価にとって大きなプラス材料 の非核化が実現すれば、世界の 定・予定するところまできた。 5月末には米朝首脳会談を決 おり、4月末には南北首脳会談、 融和姿勢を一気に強化してきて しかし、焦点である史上初の米 首脳会談の結果として北朝鮮